○上北山村建設工事に係る格付要綱

平成29年4月3日

告示第13号

（総則）

第1条　上北山村において執行する建設工事に係る競争入札参加資格審査を申請し、受理された者のうち、次条に規定する業種についての競争入札参加資格を有する者（以下「格付対象業者」という。）の格付を決定するための方法等を定める。

（格付け対象業種）

第2条　格付の対象業種は、土木一般工事とする。

（格付け対象業者）

第3条　格付対象業者は、上北山村内に本店を有する業者とする。

（格付方法及び格付基準）

第4条　村長は、奈良県資格審査基準の格付け基準を準用し、格付を決定するものとする。

（格付の決定）

第5条　村長は、上北山村入札・契約審査会の審査を経て格付を決定するものとする。

（その他）

第6条　この要綱に定めるもののほか業者の格付に必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。